

第1章

計画の策定にあたって



第1章 計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨

本市は、むし歯や歯周病ともに、国や県と比べて有病率^{ゆうびょうりつ}*が高い状況にあります。

歯と口の健康は、心身の健康を保持増進し生活の質（QOL）を高めていくうえで重要な役割を果たしています。また、高齢になっても歯が20本以上ある人は、0本の人に比べて健康寿命*が長く、要介護でいる期間が短いことがJAGES（日本老年学的評価研究）の研究で分かっています。

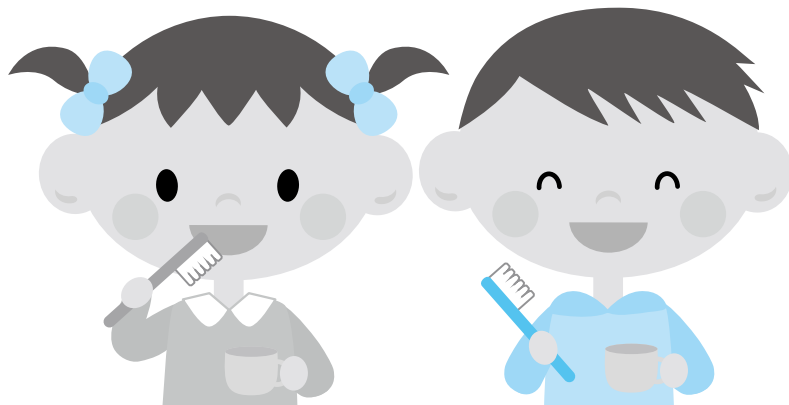
乳幼児から高齢者まで生涯を通じたライフステージの特性と地域の特徴に合わせ、切れ目なく、積極的に歯と口の健康について働きかけていく必要があります。

平成23年8月、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、国民保健の向上に寄与することを目的とした「歯科口腔保健の推進に関する法律」が施行されました。

本市では、平成13年度に「とよはし健康ビジョン」、平成14年度には市民の健康づくり活動を支援する「健康とよはし推進計画」を策定しました。

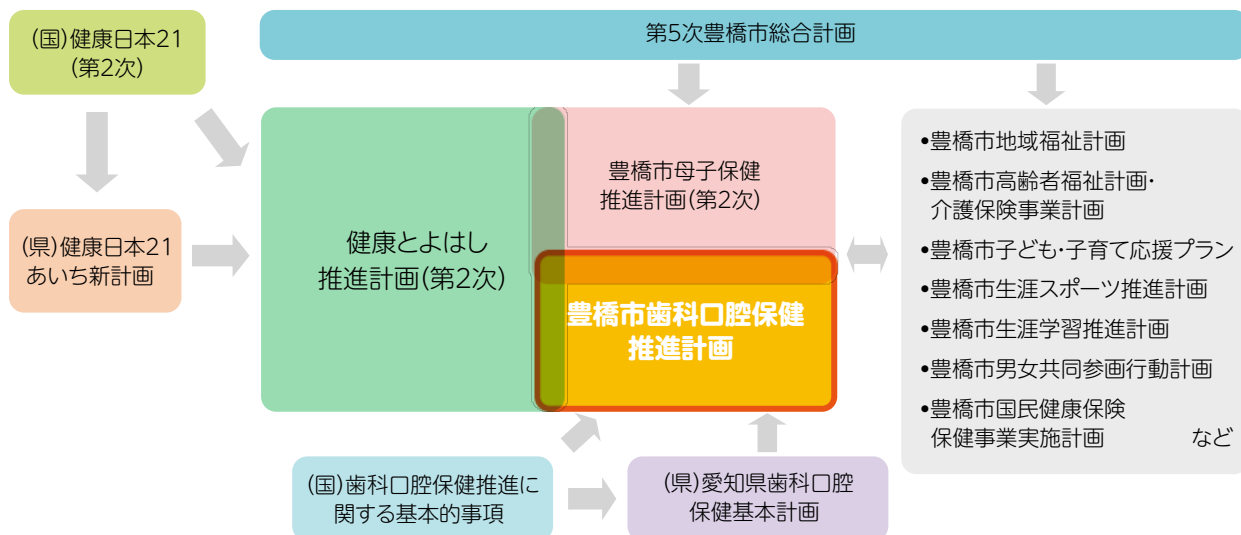
平成24年度には、「健康とよはし推進計画（第2次）」を策定しました。この計画は「第5次豊橋市総合計画」を上位計画として、その他の関連計画と連携を図りつつ、「健康寿命の延伸」を実現するために、4つの基本方針、13の分野別計画から構成されています。「歯・口腔の健康の推進」は重点施策となっています。

平成28年3月に「豊橋市歯科口腔保健推進条例」を施行し、同年10月「豊橋市口腔保健支援センター」を設置しました。口腔保健の重要性を踏まえ、歯科疾患の予防、口腔の健康保持増進に関する基本施策を推進するため、本条例第8条の規定に基づき「豊橋市歯科口腔保健推進計画」を策定します。



2 計画の位置づけ、他計画との関係

本計画は豊橋市歯科口腔保健推進条例に基づいて策定され、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画とし、その他関連計画とも整合性を持たせて策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度を初年度とし、平成34年度までの5年間とします。

年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
豊橋市歯科口腔保健推進計画								豊橋市歯科口腔保健推進計画 (平成30年度～34年度)				
(国)歯科口腔保健に推進に関する基本的事項						歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (平成25年度～34年度)						
(県)愛知県歯科口腔保健基本計画						愛知県歯科口腔保健基本計画 (平成25年度～34年度)						
健康とよほし推進計画						健康とよほし推進計画(第2次) (平成25年度～34年度)						
						調査	中間見直し				調査	最終評価
豊橋市母子保健推進計画						母子保健推進計画(第2次) (平成25年度～34年度)						
						調査	中間見直し				調査	最終評価
第5次豊橋市総合計画	基本構想(平成23年度～32年度)											
	前期基本計画 (平成23年度～27年度)					後期基本計画 (平成28年度～32年度)						

